環境配慮の実施手順

開発事業を実施する際の環境配慮は、以下の手順で行います。

【浜松市環境配慮指針手引書の参照箇所】

①環境配慮の基本的考え方の確認
- □ 配慮すべき環境要素と環境配慮の基本的な考え方を確認する。

→ **第 2 章 環境配慮の基本的考え方**（P. 7～23）を参照

②環境に関連する法令・計画等の確認
開発事業地及びその周辺の環境特性の確認
- □ 開発事業地において関連する法令・計画等を確認し、開発に対する制約条件や公害関連法令等で課せられた規制基準（生活環境項目）を遵守する。
- □ 開発事業地及びその周辺の環境特性（土地利用、特に配慮すべき場所）を確認する。

→ **第 3 章 開発事業地の情報**（P. 24～50）を参照

③行政区別環境配慮の方向の確認
- □ 行政区としての環境配慮の方向を確認する。

→ **第 4 章 行政区別環境配慮の方向**（P. 51～57）を参照

④環境配慮事項の選定
- □ ②で確認した開発事業地の特性を踏まえて、「環境配慮事項選定マトリックス」（表 5-2）のチェックポイント（横軸）であてはまるものをチェックし、対象となる環境配慮事項（縦軸の記号 A～I のうち、●がついているもの）を選定する。

→ **第 5 章 開発事業別環境配慮事項**
3 環境配慮事項の選定
（P. 61）を参照

⑤開発事業別環境配慮の参考手法の選択
- □ ④で選定した環境配慮事項について、当該開発事業の「環境配慮チェックシート」の参考手法から、事業の各段階（計画・工事・供用）に応じた実施可能な手法を選択する。

→ **第 5 章 開発事業別環境配慮事項**
4 環境配慮チェックシート
（P. 62～105）を参照

⑥環境配慮の実施
- □ ②で確認した環境に関する法令・計画等による開発に関する制約条件、規制基準（生活環境項目）を遵守しながら事業を実施する。
- □ ③で確認した行政区別環境配慮の方向を踏まえて、⑤で選択した環境配慮の手法により環境配慮を行う。